

# Progress～進歩

## 事務所通信

## 一期一会

令和8年7月号(広告)  
2026年7月1日発行  
三宅税理士法人  
代表社員 鳥越俊佑  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第230号  
発行担当者:三宅 美見子



2026年もあつという間に折り返しとなりました。今年は例年より涼しかった6月でしたが、7月以降は蒸し暑い日が予想されています。今年も暑さ対策は必要になりそうですね。さて、令和8年の4月の法人の決算確定申告から別表一について、変更がありました。今月はその内容についてご紹介いたします。

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、**防衛特別法人税(税率4%)**が新設されました。これに伴い、法人税申告書の別表一などが大きく変更されました。

## 別表1の変更点について



1枚目

2枚目

3枚目

図のように黄色いマーカー部分が大きな変更点になります。今まで1枚ものでしたが、防衛特別法人税が新設されたことにより、「別表一次葉一」及び「別表一の二次葉一」として追加され別表一が3枚ものになりました。

今回は別表一に注目をしていますが、その他の様式にも変更があることにご留意ください。

### 法人税申告書別表一等の記載項目の追加等について(法令解釈通達)

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第70条、地方法人税法施行規則(平成26年財務省令第22号)第10条第2項及び防衛特別法人税に関する省令(令和7年財務省令第31号)第8条第2項に基づき法人税申告書別表一、一の二、六(二)、六(二)付表五、六(二)付表六、六の二、十八(一)、十九、十九の二、二十、二十一、二十二及び二十三について、別紙のとおり様式を定めるとともに、法人税申告書別表八(一)、十三(五)、十五、十八(一)付表一、十八(一)付表二、十八(二)及び十八(三)について、別紙のとおり所要の事項を付記することとしたから、令和8年4月1日以後終了する事業年度分等についてはこれによらる。

**(趣旨)** 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)により改正された、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和5年法律第69号)が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の適正な課税の実現に資するため、別表一等に地方法人税及び防衛特別法人税の各項目欄を設けるとともに、事務処理を円滑に行うための項目欄を設ける等所要の整備を図るものである。(出典:国税庁)

## 7月10日は源泉所得税の納期特例の納付期限です

源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納期期限ですが、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することで、給与の支給人員が常時10人未満の場合、次のように年2回にまとめて納付できるという特例制度です。(1月から6月までの源泉徴収分納付期限7月10日 7月から12月までの源泉徴収分納付期限翌年1月20日) 7月10日は源泉所得税の納期特例期限となります。6月1日以降は給与・賞与に定額減税がありますので、ご注意ください。また、6月に賞与を支給された事業所は賞与に対する源泉所得税の納付にもご留意願います。

## 防衛特別法人税の創設

○防衛特別法人税の概要

### 1 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があります(防確法8)。

### 2 課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課されます(防確法9)。

### 3 課税事業年度

法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度が課税事業年度となります(防確法11)。

### 4 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(各課税事業年度の基準法人税額から年500万円の基礎控除額を控除した金額)に4%の税率を乗じて計算した金額となります(防確法14①、15)(次ページ参照)(※3)。

### 5 申告

(1)各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければなりません(防確法21)(※4)。

(2)防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません(防確法25)(※5)。

※1 防衛特別法人税の規定(中間申告の規定を除きます。)は、法人の令和8年4月1日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用されます(改正法附則62①)。

※2 防衛特別法人税の概要については、国税庁ホームページ掲載のリーフレット「防衛特別法人税が創設されました(令和7年5月)」もご参照ください。

※3 計算の結果、納税額が生じない場合であっても、申告義務は失われなため、いわゆる零申告が必要となります。

※4 中間申告の規定は、法人の令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます(改正法附則62②)。

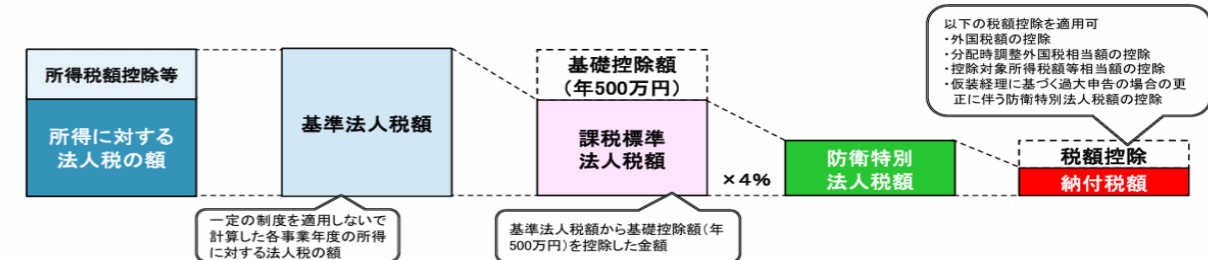
### ○課税標準法人税額及び税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額)に4%の税率を乗じて計算した金額となります。また、防衛特別法人税の額から、一定の税額控除を行うことができます(防確法16~19)。

1 基準法人税額...一定の制度(※1)を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額(防確法10)。

2 基礎控除額...年500万円(防確法13③)(※2)。

【防衛特別法人税の計算イメージ】



※1 基準法人税額の計算の際に適用しないこととされる一定の制度とは、所得税額の控除(法68)、外国税額の控除(法69)、分配調整外国税相当額の控除(法69の2)、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除(法70)、戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除(措法42の12の6⑥⑦)、同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算(措法42の14①④)及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除(措法66の7④、66の9の3③)をいいます(防確法10一)。

※2 課税事業年度が1年に満たない場合には、500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じた金額となります(防確法13⑧⑨)

### まとめ

別表一の変更点を基に、防衛特別法人税についてご案内させていただきました。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後開始事業年度から適用されている新しい税目です。課税標準は、基準法人税額から基礎控除額500万円を控除した金額で、税率は4%です。**基礎控除額が500万円**ありますので、基準法人税額が500万円以上でない場合は、防衛特別法人税は0円になります。しかし、原則として全ての法人に申告義務があるため、0円でも申告の必要がございますのでお気を付けください。ご不明な点等がございましたら、三宅税理士法人にお問い合わせください。

## <Vision>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」 今月の開催日は**7月9日(木)**です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針所や行動計画を作成していただいています。まだ参加されたことのない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月9日(木)	5/6/8月決算法人様	7月3日(金)
8月20日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月7日(金)
9月10日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月4日(金)

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

## <7月スケジュール>

9	木	*経営計画書作成セミナー-Vision
10	金	*6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *1月~6月分源泉所得税の納付期限(納期特例適用者)
15	水	*個人所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続(第1期分及び第2期分)
31	金	*5月決算法人の確定申告・納付期限 *11月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の2・8月決算法人) *消費税(毎月納付5月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人) *個人所得税及び復興特別所得税の予定納税額納付期限(第1期分)